

役員等の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人ひかり会（以下「法人」という。）定款第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規則において、役員等とは、理事及び監事という。

(報酬等の支給)

第3条 この規則において、報酬等とは、役員等に対する報酬と費用弁償をいう。報酬は、勤務形態に応じて次の通りとする。また、業務上、交通費等の実費が発生した場合は、職員の旅費規程に準じて、費用弁償を行うことができるものとする。

- (1) 業務執行理事 月額 35,000 円とする。
- (2) 上記以外の役員等には、報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 業務執行理事に対する報酬等の支給時期は、毎月28日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、前日に支払うこととする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(公表)

第6条 法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。